

ICカード取扱規則

岩手県交通株式会社

目次

第1章 総則（第1条－第9条）

第2章 IC S Fカード（第10条－第22条）

附則

第1章 総 則

（目的）

第1条 この規則は、岩手県交通株式会社（以下「当社」という。）における、ICカードを媒体とした乗車券（以下「ICカード」という。）による旅客の運送等について、その使用条件を定め、もって旅客の利便向上と業務の適切な遂行を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 当社において旅客の運送等を行うICカードは、次の各号のとおりとする。

- (1) 東日本旅客鉄道株式会社が発行する「o d e c a」
- (2) 東日本旅客鉄道株式会社が発行する「S u i c a」
- (3) 東日本旅客鉄道株式会社が相互利用を行う以下のICカード
 - ア 東京モノレール株式会社が発行する「モノレールS u i c a」
 - イ 東京臨海高速鉄道株式会社が発行する「りんかいS u i c a」
 - ウ 株式会社バスモが発行する「P A S M O」
 - エ 北海道旅客鉄道株式会社が発行する「K i t a c a」
 - オ 株式会社名古屋交通開発機構が発行する「マナカ」
 - カ 株式会社エムアイシーが発行する「m a n a c a」
 - キ 東海旅客鉄道株式会社が発行する「T O I C A」
 - ク 株式会社スルッとKANSAIが発行するICカード
 - ケ 西日本旅客鉄道株式会社が発行する「I C O C A」
 - コ 九州旅客鉄道株式会社が発行する「S U G O C A」
 - サ 福岡市交通局が発行する「はやかけん」
 - シ 株式会社ニモカが発行する「n i m o c a」

2 前項にかかわらず、前項第2号及び第3号に定めるICカードのうち、一部のICカードについて、ICカードを処理する機器で使用できない場合がある。

3 第1項のICカードによる旅客の運送等については、この規則の定めるところによる。

4 前項にかかわらず、次の各号に定めるICカードにおいては、それぞれ各号に定める取扱いは行わない。

- (1) 第1項第1号に定めるICカードのうち第3条第4号の記名ICカード
 - ア 第10条（発売）
 - イ 第15条第2項（再表示）
 - ウ 第19条第1項（障害再発行）
 - エ 第20条（ICカードの交換及び移替え）
 - オ 第22条（払いもどし）
- (2) 第1項第2号及び第3号に定めるICカード
 - ア 第10条（発売）
 - イ 第15条第2項（再表示）
 - ウ 第19条第1項（障害再発行）
 - エ 第20条（ICカードの交換及び移替え）

オ 第22条(払いもどし)

- この規則が改定された場合、以後のICカードによる旅客の輸送等については、改定された規則の定めるところによる。
- この規則に定めのない事項については、法令、当社の運送約款、ICカード発行者が定めるICカード取扱規則(以下「IC発行事業者規則」という。)及びこの規則に対する特約等の定めるところにより、ICカードによる旅客の輸送等について、当社の運送約款と異なる取扱いの場合は、この規則が優先する。

(用語の意義)

第3条 この規則における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 「SF」とは、専ら旅客運賃の支払いや乗車券類との引換えに充当するICカードに記録される金銭的価値で、IC発行事業者規則でバリュー又はSFと定められているものをいう。
- 「ICSFカード」とは、SFにより旅客の運送等に供するICカードをいう。
- 「無記名ICカード」とは、券面に使用者の記名を行わない、持参人1名の使用に供するICカードをいう。
- 「記名ICカード」とは、券面に使用者の記名を行い、かつ、カードに使用者の氏名を記録した、記名人本人の使用に供するICカードをいう。
- 「大人用ICカード」とは、大人の使用に供する記名ICカードをいう。
- 「小児用ICカード」とは、小児の使用に供するものであって券面に小児の表示を行った記名ICカードをいう。
- 「チャージ」とは、ICカードに入金することをいう。
- 「デポジット」とは、返却することを条件に、ICカード発行事業者が収受するICカードの使用権の代価をいう。
- 「バスリーダー・ライター」(以下「バスR/W」という。)とは、ICカードへの情報書込み又はICカードからの情報読取りを行う装置をいう。
- 「IC運賃機」とは、バスR/Wが組み込まれている運賃機をいう。

(契約の成立及び適用規定)

第4条 ICカードによる旅客運送の契約は、バスR/Wで乗車処理を受けたときに旅客と当社の間において成立する。

- 前項の規定によって契約の成立したとき以降における取扱いは、別段の定めをしない限り、その契約の成立したときの定めによるものとする。

(使用方法及び制限事項)

第5条 ICカードを使用して、乗車するときに乗車処理が必要な場合はバスR/Wで乗車処理を行い、降車するときに降車処理が必要な場合はバスR/Wで降車処理を行い、また、乗車処理及び降車処理が必要な場合は乗車時にバスR/Wで乗車処理を行い、降車時に同一のICカードによりバスR/Wで降車処理を行わなければならない。

- 1回の乗車につき、2枚以上のICカードを同時に使用することはできない。
- 運賃支払い時に、SF残額が減額する運賃相当額に満たないときは、現金又は当社が別に定

める方法で運賃を支払う。

- ICカードのSFを使用して回数乗車券、定期乗車券及び当社が別に定める乗車券等との引換えはできない。
- 10円未満のSFは、旅客運賃等に充当することはできない。
- ICカードの破損、バスR/Wの故障又はバスR/WによるICカードの内容の読取りが不能となったときは、ICカードはバスR/Wで使用できないことがある。
- 記名ICカードは、当該記名ICカードに記録された記名本人以外が使用することはできない。
- 小児用ICカードは、有効期限終了後は使用することができない。
- 偽造、変造又は不正に作成されたICカード、SFの機能を使用することはできない。

(個人情報の取扱い)

第6条 記名ICカードに係る個人情報の取扱いは、ICカード発行事業者の定めるところによる。

(旅客の同意)

第7条 旅客は、この規則及びこれに基づいて定められた規定を承認し、かつ、これに同意したものとする。

(取扱バス車両)

第8条 ICカードによる旅客運送は、IC運賃機を搭載した当社の指定するバスで取り扱う。

(制限又は停止)

第9条 旅客の運送の円滑な遂行を確保するため、必要があるときは、発売又は再発行等の箇所・枚数・時間・方法の制限若しくは停止をすることがある。

- 本条に基づくサービスの制限又は停止に対し、当社はその責めを負わない。

第2章 ICSFカード

(発売)

第10条 ICSFカードは、IC発行事業者規則の定めにより営業所等で発売する。

- 前項の取扱いは、第2条第1項第1号に定めるICカードについて取り扱う。

(チャージ)

第11条 ICSFカードは、IC発行事業者規則の定めによりICカードを処理する機器によりチャージすることができる。

(SF残額の確認)

第12条 ICSFカードのSF残額は、ICカードを処理する機器により確認することができる。

2 IC SFカードのSF残額履歴の表示又は印刷は、IC発行事業者規則の定めによりICカードを処理する機器により行うことができる。

(運賃の減額)

第13条 旅客がIC SFカードを用いて乗車する場合、運賃の支払い時に該当乗車区間の大人普通旅客運賃1名分を減額する。ただし、小児用ICカードにあつては、小児普通旅客運賃1名分を減額する。

2 前項の運賃支払い以外の場合は、乗務員に申告し、乗務員が金額を設定した後に内容に応じた運賃を減額することができる。

3 無記名ICカードから大人普通旅客運賃以外の運賃支払いの申告がなく使用する場合は、小児にあつても大人普通旅客運賃1名分を減額する。

(効力)

第14条 IC SFカードにより乗車する場合の効力は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 当該乗車において、1回の乗車に限り有効なものとする。
- (2) 乗車後は、当日限り有効とする。
- (3) 途中下車の取扱いはしない。

(記名ICカードの再表示)

第15条 記名ICカードは、その券面に表示すべき事項(以下「券面表示事項」という。)が不明となったときは、使用してはならない。

2 前項の場合、IC発行事業者規則の定めるところにより、速やかに当該カードをIC取扱事業者に差し出して、券面表示事項の再表示を請求しなければならない。

(改氏名による記名ICカードの書替え)

第16条 旅客が記名ICカードに記録された氏名を改めた場合は、当該記名ICカードをICカード発行事業者に差し出して、氏名の書換えを行わなければならない。

(無効となる場合)

第17条 IC SFカードは、次の各号のいずれかに該当する場合は無効とする。この場合、無効となったIC SFカードの取扱いはIC発行事業者規則の定めによる。

- (1) 乗車処理後のIC SFカードを他人から譲り受けて使用した場合
 - (2) 記名ICカードを記名人以外の者が使用した場合
 - (3) 券面表示事項が不明となった記名ICカードを使用した場合
 - (4) 使用資格、氏名、生年月日、性別、電話番号を偽って購入した小児用ICカードを使用した場合
 - (5) 券面表示事項をぬり消し、又は改変して使用した場合
 - (6) その他不正乗車的手段として使用した場合
- 2 次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定を準用する。
- (1) 偽造、変造又は不正に作成されたIC SFカード若しくはSFを使用した場合

(2) 旅客の故意又は重大な過失によりIC SFカードが障害状態になったと認められる場合

(不正使用に対する旅客運賃・割増運賃の収受)

第18条 前条の規定に該当し使用した場合は、運送約款に定めにより普通旅客運賃・割増運賃を収受する。

(障害再発行)

第19条 IC SFカードの破損等によって所定の機器で使用できない場合で、当社が定める申請書を提出したときは、IC発行事業者規則の定めにより再発行整理票を交付する手続きをした後、再発行の取扱いを行う。

2 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、理由のいかんを問わず再発行の手続きを行わない。

- (1) 裏面に刻印されたカードの番号が判読できない場合
- (2) 旅客の故意又は重大な過失によりIC SFカードが障害状態になったと認められ、第17条第2項第2号により無効となった場合

(ICカードの交換及び移替え)

第20条 当社及びICカード発行事業者の都合により、旅客が使用しているIC SFカードを、当該ICカード裏面に刻印されたものと異なるカード番号のIC SFカードに予告なく交換することがある。

(免責事項)

第21条 ICカードの交換又は再発行により、IC SFカード裏面に刻印されたものと異なるカード番号のIC SFカードを発行したことによる旅客の損害等については、当社はその責めを負わない。

2 この規則に定めのない、IC SFカードを媒体としたサービス(当社が提供するものを除く。)に関して生じた使用者の損害等については、当社はその責めを負わない。

(払いもどし)

第22条 旅客が、IC SFカードが不要となり、当社が定める申請書を提出したときは、IC発行事業者規則の定めにより払いもどしを行う。

附 則

この規則は、平成31年1月1日から施行する。